

# シェアサイクル事業者の皆様へ

(平成 30 年 1 月 29 日作成)

福岡市ではシェアサイクル事業の実施にあたり、事業者の皆様を守っていただきたい基本的なルールをまとめました。下記のルールを遵守し、適正な運営をお願いいたします。

## 1 シェアサイクル事業とは

本ルールにおける「シェアサイクル事業」とは、レンタサイクルやコミュニティサイクルなどの自転車を賃貸する事業を指します。

## 2 基本的なルールについて

### (1) 市営駐輪場等の利用について

- ①福岡市自転車駐車場条例に定めた市営駐輪場（以下「市営駐輪場」という。）においては、以下の理由から、場内でのシェアサイクルの貸し借り行為（以下「貸し借り行為」という。）は原則禁止（※）とします。
  - ・市営駐輪場は、利用の際に、条例と規則に基づき承認を受ける必要がありますが、この承認とは、入庫から出庫までを同一の利用者が行うことが前提であり、入庫時と出庫時の利用者が異なる利用となる貸し借り行為は認められないため。  
(福岡市自転車駐車場条例第6条、福岡市自転車駐車場条例施行規則第3条)
  - ・市営駐輪場管理規程において場内での営業行為は認めていないため。
- ②市営駐輪場内に貸し借り行為可能な状態（疑われる状態も含む）のシェアサイクルがあることが、事業者の GPS 等や駐輪場管理員からの通報によって確認された場合には、所定の手続きを行い、速やかに回収を行ってください。
- ③その他福岡市の公共施設（来庁者用駐輪場など）についても貸し借り行為は行わないでください。

※本市が実施する「福岡スマートシェアサイクル実証実験」においてシェアサイクルポートを設置する市営駐輪場や公共施設についてはこの限りではありません。

### (2) シェアサイクルの放置について

- ①シェアサイクルが道路等の公共の場所に放置されていた場合は、他の自転車と同様に、放置自転車として撤去することになりますので、利用者に対しては、道路等の公共の場所にシェアサイクルを放置しないよう周知徹底をお願いいたします。
- ②また、福岡市や市民の方からの通報、事業者の GPS 等により道路等の公共の場所へのシェアサイクルの放置が確認された場合には、速やかに回収を行ってください。
- ③福岡市が撤去を行ったシェアサイクルは、各区の自転車保管所で返還しますが、その場合の返還手続や移動保管手数料 2,500 円/台の支払いは、シェアサイクル事業者が責任を持って行ってください。(福岡市自転車の放置防止に関する条例第 12 条第 1 項)

(裏面へ続く)

### (3) シェアサイクルの仕様等について

- ① シェアサイクルについては、制動装置（ブレーキ）や警音器を備え付ける等、道路交通法等の関係法令に適合した車両であることが必要となります。  
(道路交通法 54 条・63 条)
- ② 灯火や反射機材の備付け、安全点検の実施をするなど、シェアサイクルの安全性の確保を行ってください。また、自転車の賠償責任保険への加入もお願いいたします。  
(福岡市自転車の安全利用に関する条例 第 10 条)

### (4) シェアサイクルのポートについて

- ①シェアサイクルの数に対して、それを停めるポートの数が不足するという状況が発生しないよう、設置したポートの数・場所に対する適切な数量のシェアサイクルを導入してください。
- ②ポートからシェアサイクルが道路等にはみ出して止められた場合、周囲の歩行者等の通行の支障になります。利用者がポートの枠内にきちんと返却するよう周知徹底するとともに適切な管理をお願いいたします。

### (5) シェアサイクル利用者へのルール・マナーの周知について

- ①利用者がシェアサイクルを、ルール・マナーを守って安全に利用できるよう、道路交通法・福岡市自転車の安全利用に関する条例・福岡市自転車の放置防止に関する条例など各種関係法令を、わかりやすく利用者に周知徹底してください。また、外国人利用者の利用が想定される場合、言語対応等の配慮をお願いいたします。
- ②交通事故や盗難等緊急時の対応方法について、利用者に周知をお願いいたします。

### (6) その他

本ルールや各種関係法令を守り、また回収・再配置等のための人員や問い合わせに対する態勢など十分な組織によって、シェアサイクル事業の適切な運営をお願いいたします。

<お問い合わせ先>

福岡市道路下水道局自転車課

TEL : 092-711-4468

FAX : 092-733-5591

Mail : [bicycle.RSB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:bicycle.RSB@city.fukuoka.lg.jp)